

2011年3月24日

鹿児島県知事  
伊藤 祐一郎殿

日本共産党鹿児島県委員会  
委員長 野元 徳英  
日本共産党県議団  
代表 まつざき真琴

### 川内原発の安全確保と3号機増設に関する申し入れ

今月11日発生した東北地方太平洋沖大地震によって、数十万人の住民が被災し、不自由な避難生活を送っている。これに加え、福島第1原子力発電所での事故による放射能もれによって、さらに多くの住民が避難生活を余儀なくされている。

原発の事故現場では、多くの関係者が命がけの対策を行っている。さらに、県境を越えて、野菜や生乳、浄水場の水道水や土壌から、基準値を超える放射性物質が検出されており、災害発生から13日が経過した現在でも、放射能被害がどこまで広がるのか、いつまで続くのか全く予測できない事態となっている。

これまでわが党は、国会の質問で、地震による原発のバックアップ電源破壊や津波による機器冷却系喪失により、最悪の場合には炉心溶融、水蒸気爆発、水素爆発が起こりうることを具体的に追及していた。しかしながら、政府も電力会社も、これまでの原子力行政の思想であった「苛酷事故は起こりえない」という“安全神話”をふりまくばかりか、自らもそれにとらわれており、欧州などと違って、苛酷事故の対処方法も存在しない状況になっている。その点でも、今回の福島第1原発の事態は、“想定外の事故”などではなく“人災”だと言えるものである。

本県においては、川内原発3号機増設計画が県政上の重要な問題となっている。3号機は、今回重大事故が発生した福島第1原発の1号機の3倍以上、2、3、4号機の2倍以上の出力であり、世界最大級と言われている。

知事は、重要電源開発地点の指定について、昨年11月に「同意」の回答をされているが、それはあくまでも原発の安全運転を前提としたものである。今回の事故で、その前提が崩れた以上、この「同意」は直ちに撤回すべきである。

また、現在稼働中の1号機、2号機も運転開始以来30年という本来の“寿命”をまもなく迎える時期であり、政府や電力会社が進めている老朽原発の高経年化は断じて許されない。

貴職が、県民の生命・財産を守る立場で、下記の事項について対処されるよう申し入れるものである。

### 記

1. 川内原発3号機増設に係わる、重要電源開発地点の指定について、知事は、県民の生命・

財産を守る立場で、「同意」を撤回すること。

2. 1月に原子炉設置変更許可申請を行っている九州電力に対して、申請の取り下げを求めること。
3. 九州電力に対し、1号機、2号機の近い将来の廃炉を見据えつつ、安全性を直ちに総点検し、必要な対策をとるよう求めること。
4. 現在の防災計画を見直し、苛酷事故や台風や地震災害などの複合災害も想定した計画策定と実効性のある防災訓練を実施すること。
5. 国に対して、原子力頼みのエネルギー政策から脱却し、再生可能な自然エネルギーに軸足を移す方向に転換することを強く求めること。
6. 本県においても現在「鹿児島県新エネルギー導入ビジョン」の改定作業が行われているが、地域の特性を生かした新エネルギーの研究・開発・普及のための予算を確保し、さらに実効あるものとする。

以上